

お知らせ

障害者控除対象者認定書を発行しています

【介護保険課】

要介護（支援）認定者であって下記の対象者は、年末調整や確定申告などにおける障害者控除の適用を受けるための認定申請をすることができます。

●対象（すべての条件を満たす人）

- ①平成27年1月以降に要介護認定や要支援認定を受けている65歳以上の人
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けていない人
- ③介護保険の認定調査票または主治医意見書で、日常生活自立度の判定が一定基準の人

●申請方法

申請書に必要な事項を記入、押印の上、介護保険課までお持ちいただくか、郵送してください。

申請書は、介護保険課または市ホームページで入手できます。

●申請先・問い合わせ

〒648-8585（住所記入不要）
橋本市 健康福祉部 介護保険課 ☎33-1633

株式会社エス・ケイ・カンパニーが「小峰台用地」に進出

【企業誘致室】

株式会社エス・ケイ・カンパニー（本社：大阪市）が紀北橋本エコヒルズ「小峰台用地」へ貸倉庫を新設するにあたり、進出協定を締結しました。

同社は、中古のプラスチック射出成形機の輸出入に特化した専門商社であり、国内に限らず海外にも拠点を置き、幅広いネットワークを生かした営業活動を展開しています。今回、さらなる顧客ニーズに迅速に対応するため、関西では極めて少ない天井クレーンを設置した貸倉庫を本市へ建設します。

●問い合わせ

企業誘致室 ☎33-1211

農業集落排水事業について

【下水道課】

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全などのため浄化センターを設け、農村生活環境の改善を目的として行われています。

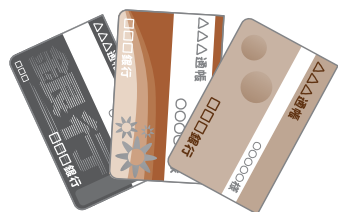
市では吉原地区、山田地区（出塔の一部を含む）、高野口町上中・下中地区（九重の一部を含む）、西川地区（高野口町嵯峨谷・大野の一部を含む）の4カ所で汚水を処理しています。当該地区にお住まいの人で、未接続の人は早期に接続してください。

●問い合わせ 下水道課 ☎33-3160

口座のお金の出入りを確認しましょう

【消費生活センター】

複数の金融機関に口座を開設している場合は、普段利用していない口座も含めて、通帳の記帳を行い、お金の出入りについて確認しましょう。



すでに利用していないサービスの解約手続きを忘れていないこと気づいたり、思わぬ不正利用が見つかったりする可能性もあります。万が一不正利用が見つかった場合は口座を開設している金融機関や警察に相談してください。

悪質商法や契約トラブルなどが疑われる場合は、消費生活センターに相談してください。

●確認事項

- 口座引き落としで支払っている場合、どの口座からいくら引き落とされているか、利用明細と金額が合っているか
- 使った記憶のない決済サービスの引き落としがないか
- 不審な出金はないか など

●問い合わせ

消費生活センター ☎33-1227

年金に関する控除証明書について

【保険年金課】

年末調整や確定申告で国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用を受けるには、納付したことを証明する書類を添付することが必要です。そのため、日本年金機構では「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を毎年11月と翌年2月に発行しています。

今年中に国民年金保険料を納付しているのに、控除証明書が届かない人や、紛失して再発行してほしい人は、ねんきん加入者ダイヤルを設置していますので、ご利用ください。

●専用ダイヤル ☎0570-003-004

※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03-6630-2525

●受付時間

午前8時30分～午後7時
※土・日曜、祝日および年末年始は利用できません。
ただし、第2土曜日のみ午前9時30分から午後4時まで利用できます。

不法投棄は犯罪です

【生活環境課】

10月から「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」が施行されています。この条例はごみの散乱を「しない・させない・許さない」を合言葉に、ごみの不法な投棄を禁止しています。



県内に環境監視員が配置され、ごみの不法な投棄を発見した場合は回収命令を行い、それに従わない場合には、5万円以下の過料が科せられます。ごみの散乱をなくし、和歌山県をきれいにしていましょう。

●問い合わせ

●橋本保健所 衛生環境課 ☎42-5443
●橋本市 生活環境課 生活衛生係 ☎33-6100

全国秋の火災予防運動

【橋本市消防本部／伊都消防組合消防本部】

11月9日(月)～15日(日)は、全国秋の火災予防運動期間です。秋から冬にかけて空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。

「その火事を防ぐあなたに金メダル」を合言葉に、火災のない明るいまちづくり一人ひとりが注意しましょう。

●住宅防火・いのちを守る7つのポイント

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐため住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

●問い合わせ

●橋本市消防本部 ☎33-0119
●伊都消防組合消防本部 ☎22-0119

催しの中止について

【生涯学習課、危機管理室】

新型コロナウイルス感染症対策のため、下記の催しを中止します。ご理解ご協力をお願いします。

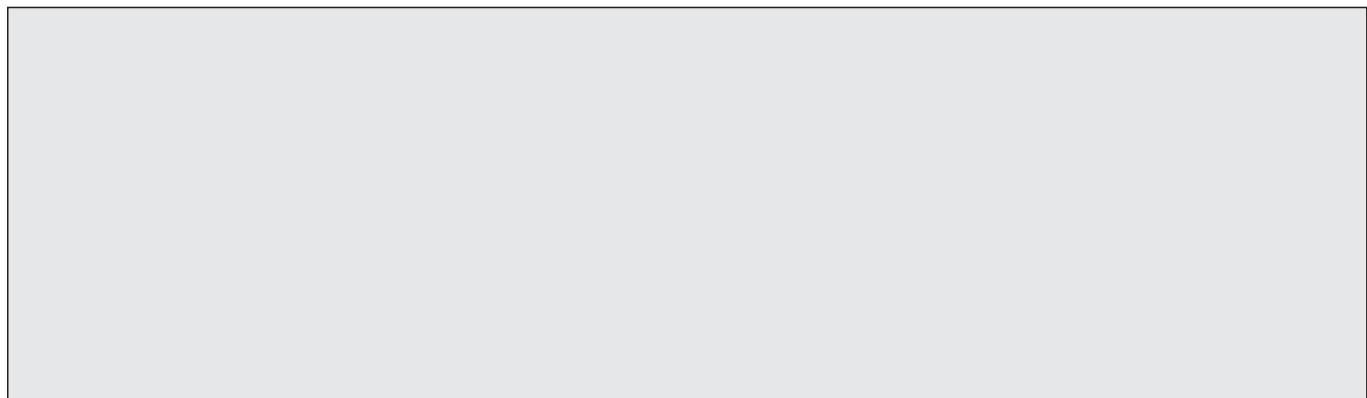
●中止する催し

- ①令和2年度 第24回橋本マラソン
- ②令和2年度橋本市総合防災訓練

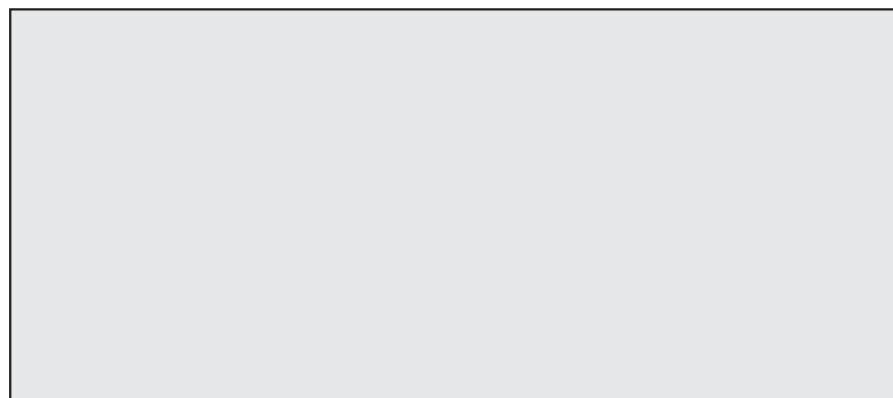
●問い合わせ

①生涯学習課 ☎33-3704
②危機管理室 ☎33-6105

広告



広告



介護者交流会

家族の介護をしている人や介護経験のある人を対象に交流会を開催します。

- 日時 11月11日(水)
午後1時30分～
- 場所 保健福祉センター
- 問い合わせ
地域包括支援センター
☎32-1957